

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
プレスティア オンライン取引規約	第7条 口座情報照会・届出	3	「取引明細書閲覧サービス」とは、利用者が当行における預金等の取引の内容の一覧を、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、端末上に表示するサービスをいうものとします。毎月月末を基準日として作成し、その翌月の当行所定日以降に閲覧可能となります。「取引明細書閲覧サービス」の表示対象となる取引（以下「対象取引」といいます。）は、当行所定の取引に限るものとします。なお、対象取引および表示内容は、諸般の事情により変化することがあります。	3	「取引明細書閲覧サービス／取引残高報告書電子交付」とは、利用者が当行における預金等の取引の内容の一覧を、利用者が操作する端末による依頼にもとづき、端末上に表示するサービスまたは取引残高報告書の電子交付（投資信託に係る書類の電磁的交付に関する規定にもとづき同意いただいた利用者に限ります。）をいうものとします。「取引明細書閲覧サービス／取引残高報告書電子交付」の表示対象となる取引（以下「対象取引」といいます。）は、当行所定の取引に限るものとします。なお、対象取引および表示内容は、諸般の事情により変化することがあります。
			以上、プレスティア オンライン取引規約は、2018年7月14日より適用します。		以上、プレスティア オンライン取引規約は、2019年4月19日より適用します。

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
プレスティア マルチマネー口座預金細目	Ⅶ. プレミアム・デポジット	4	預金の支払および継続 預金元本は、満期日付けで税引後利息とともに支払われます。元本は預入通貨が日本円の場合は円で、預入通貨が外貨の場合は外貨で支払われます。ただし、第7項の定めにより満期日に相対通貨に交換される場合は、元本は相対通貨に交換されます。 税引後利息は元本部分の通貨交換にかかわらず、預入通貨建てで支払われます。 元本、利息の支払方法は、当該通貨のプレスティア マルチマネー口座普通預金に、満期日付けで満期日の翌営業日に入金する方法とします。資金は満期日の翌営業日以降に払戻しができるようになります。 この預金は、自動継続扱いにはできません。	4	預金の支払および継続 預金元本は、満期日付けで税引後利息とともに支払われます。元本は預入通貨が日本円の場合は円で、預入通貨が外貨の場合は外貨で支払われます。ただし、第7項の定めにより満期日に相対通貨に交換される場合は、元本は相対通貨に交換されます。税引後利息は元本部分の通貨交換にかかわらず、預入通貨建てで支払われます。 元本、利息の支払方法は、当該通貨のプレスティア マルチマネー口座普通預金に、満期日付けで満期日の当日あるいは翌営業日に入金する方法とします。資金は入金後に払戻しができるようになります。 この預金は、自動継続扱いにはできません。
		5	満期日前の解約 預金者は、理由の如何を問わず満期日前の解約を行うことはできないものとします。	5	満期日前の解約 預金者は、当行がやむを得ないと認める場合を除いて、満期日前の解約を請求することはできません。当行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合は、当行は、全額の中途解約のみの取扱とし、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について、1年を365日として当行所定の方法により計算するものとします。 中途解約に際しては、預金者は中途解約により当行に生じた損害金を当行に支払うものとします。この損害金は、中途解約がなければ発生しなかった当行の負担金額をいいます。これには、当行所定の方法により計算した費用等を含むものとします。 この場合、当行は、預金者に事前に通知することなく、預金元本および利息から、預金者が当行に支払うべき中途解約により当行に生じた損害金を差し引くことができるものとします。
		以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約およびプレスティア マルチマネー口座預金細目は、2018年7月14日より適用します。	以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約およびプレスティア マルチマネー口座預金細目は、2019年7月1日より適用します。		

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
プレスティア マルチマネー口座預金細目	II. 外貨定期預金	5	満期日前の解約 預金者は、理由の如何を問わず満期日前の解約を請求することはできません。	5	満期日前の解約 預金者は、当行がやむを得ないと認める場合を除いて、満期日前の解約を請求することはできません。 当行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合は、当行は、全額の中途解約のみの取扱とし、その利息を預入日（継続したときは最後の継続日、または月々利息を受取る方法を選択した場合は最終利払い日）から解約日の前日までの日数を1年を365日として当該通貨の普通預金の利率によって計算し、預金元本とともに、解約日にプレスティア マルチマネー口座内の預入通貨と同通貨の普通預金に入金する方法により支払います。また、金融情勢等によっては清算費用をお支払いいただく場合があります。
	VI. ステップアップ定期預金	1	取引開始条件 (1) 預入通貨は、当行が認める通貨のみとします。 (2) 預入金額は、当行が定めた金額以上とし、預入単位は、預入通貨単位またはその小数点以下2桁までとします。 (3) 預金者は、以下に定める中間利息の通貨を指定します。指定通貨は、円もしくは預入外国通貨とします。 (4) 預金者は、理由の如何を問わず、指定された利息支払通貨の変更を行うことはできないものとします。	1	取引開始条件 (1) 預入通貨は、当行が認める通貨のみとします。 (2) 預入金額は、当行が定めた金額以上とし、預入単位は、預入通貨単位またはその小数点以下2桁までとします。 (3) 預金者は、以下に定める中間利息の通貨を指定します。指定通貨は、円もしくは預入外国通貨とします。 (4) 預金者は、指定された利息支払通貨の変更を行うことはできないものとします。
		5	満期日前の解約 (1) 預金者は、預入日から最初の6カ月間の期間（以下「第1ステップ期間」といいます。）は、理由の如何を問わず解約はできません。 (2) 第1ステップ期間経過後は、預金者は、当行の承諾がある場合のみ満期日前に解約することができるものとします。 (3) 前項により満期日前に解約に応じる場合、当行は、解約日（月末の最終営業日に解約する場合も含みます。）の属する月については、中間払利息は一切支払わないものとします。 (4) 前2項により満期日前に解約に応じる場合は、当行は、預金元本を解約日にプレスティア マルチマネー口座内の預入通貨と同通貨の普通預金に入金する方法により支払います。	5	満期日前の解約 (1) 預金者は、預入日から最初の6カ月間の期間（以下「第1ステップ期間」といいます。）は、解約はできません。 (2) 第1ステップ期間経過後は、預金者は、当行の承諾がある場合のみ満期日前に解約することができるものとします。 (3) 前項により満期日前に解約に応じる場合、当行は、解約日（月末の最終営業日に解約する場合も含みます。）の属する月については、中間払利息は一切支払わないものとします。 (4) 前2項により満期日前に解約に応じる場合は、当行は、預金元本を解約日にプレスティア マルチマネー口座内の預入通貨と同通貨の普通預金に入金する方法により支払います。
			以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約およびプレスティア マルチマネー口座預金細目は、2019年7月1日より適用します。		以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約およびプレスティア マルチマネー口座預金細目は、2019年8月19日より適用します。